



介護保険から介護サービスを受けるには

< ①居宅介護支援事業所や地域包括(いきいき)支援センターに相談 >

介護サービスを利用するためには、要介護認定等の申請が必要です。

本人や家族だけでなく、居宅介「地域包括(いきいき)支援センター」に相談して下さい。
介護支援事業所や地域包括支援センターが 申請を代行することができますので、
まずは最寄りの「居宅介護支援事業所」や「地域包括(いきいき)支援センター」
に相談して下さい。

< ②区役所に要介護認定等の申請 >

お住まいの区の区役所「福祉課」で要介護認定等の申請をします。

申請には、介護保険の被保険者証、認印、主治医の詳細(病院、医師、住所など)
などが必要となります。

< ③訪問調査 >

調査員がご家庭を訪問し、心身の状況等を調査します。

< ④主治医が意見書を記入 >

区役所から主治医に、心身の障害の原因である病気などに関して意見書の記入を
依頼します。

< ⑤審査・判定 >

一次判定：基本調査の結果をもとに全国共通の基準により判定を行います。

二次判定：「介護認定審査会」で、一次判定結果や主治医の意見書などをもとに
介護の必要な判定をします。

< ⑥要介護認定 >

申請があった日から原則30日以内に認定し通知します。

【相談窓口】

名古屋市 地域いきいき支援センター

北区西部地域	052-915-7545	北区清水5-3 3F
北区西部地域 分室	052-902-7232	北区中味鏡3-414
西区北部地域	052-505-8343	西区市場木157
西区南部地域	052-532-5388	西区花の木2-18-1 5F

豊山町→豊山町役場 0568-28-0932 豊場字新栄260

北名古屋市→地域包括支援センター 0568-23-6111 熊の庄御榎60

春日井市→社会福祉協議会 0568-87-5377 浅山町1-2-61